令和6年7月1日

各事業所殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

鳥取県支部長

**テールゲートリフターの操作に係る特別教育（学科４時間）開催のご案内**

令和5年3月28日に、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

テールゲート作業従事者に対し、「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられ、事業者は当該作業者に対して特別教育を行わなければなりません。

（根拠法令：労働安全衛生規則第36条5の4他‗令和6年2月1日施行）

当支部では自社にて教育を実施することが困難な事業場のために、特別教育（学科4時間）を実施いたします。

1. 開催日程

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日 | 会場 | 住所 | 募集人数 |
| 9月19日（木） | 鳥取県トラック協会3階研修室 | 鳥取市丸山町219-1 | 30名 |

1. 開 催 時 間

10:00～15:30 (昼休憩1時間含む) ※9：30より受付開始

1. 対 象 者

テールゲートリフターを直接操作する者及びテールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する者も含む。

４．講習科目と時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 科目 | 講習時間 |
| 学科教育 | テールゲートリフターに関する知識 | １時間３０分 |
| テールゲートリフターによる作業に関する知識 | ２時間 |
| 関係法令 | ３０分 |
| 実技講習 | テールゲートリフターの操作及び作業方法 | ２時間以上 |
| **実技講習は所属事業場にて実施願います。** |  |

５．申込方法

「受講申込書」に必要事項を記入し、FAX にて送付してください。（先着順）

申込期間は、8月20日（火）締め切り、但し、定員に達し次第締切ります。

※申込み受付後、鳥取県トラック協会受付印を押印した申込書をFAXで返信しますので、受講料のお支払いをお願いいたします。

６．申込先・お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部（略称：陸災防）

　 **FAX：0857-27-7051**　 TEL：0857-22-2694

7．受 講 料 （テキスト・ハンドブック代込み）

・会　員： 8,800円・非会員：11,000円

 (1) 受講料は、受講日の 10 日前迄に事務局窓口支払い、現金書留、銀行振込により納入して下さい。(銀行振り込みの際の振込手数料は受講者側負担でお願いします。)

 (2) 振込先　 ： みずほ銀行 鳥取支店 普通預金

口座番号 ：１１２８０５１

口座名義 ：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部

　（3）現金書留・銀行振り込みの方には受講日にインボイス登録番号記載の領収書をお渡しします。

　　　 なお、請求書の発行は行っておりません。

８．そ の 他

(1) 本講習修了者には、「学科教育受講証明証」を交付いたします。

(2) キャンセルは、講習日の 10日前迄可能ですが、それ以降は受講料の返金はできません。

(3) **この講習受講後に、必ず事業所において実技教育（2時間以上）を実施してください。**

　　　**※未実施の場合は、特別教育を行ったことにはなりません。**

**※受講日時点において荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に、6月以上従事した経験を有する者は1時間以上の受講に省略可**

**※当講習時に実技教育実施のポイントを説明します。**

(4) 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。

（5）筆記用具及び昼食は各自でご準備願います。

テールゲートリフターの操作に係る特別教育（学科4時間）

受講申込書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申込年月日 | 令和　年　月　日 |
| 事業所名 |  |
| 事業所住所 |  |
| 担当者 |  |
| 連絡先 | TEL | FAX |

受講者

|  |  |
| --- | --- |
|  | フリガナ |
|  |
|  | フリガナ |
|  |
|  | フリガナ |
|  |
|  | フリガナ |
|  |

送付先FAX：0857-27-7051

一般社団法人　鳥取県トラック協会